

◎新潟県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
  - ・種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
  - ・名称 土橋東地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課